

平成 2 7 年度

第 8 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 7 年 7 月 7 日 (火)

開会 1 2 時 0 5 分 閉会 1 3 時 0 4 分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 8 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 平成 2 7 年第 2 回定例県議会議案に対する教育委員会の
意見について

(2) 報 告

主任手当拋出状況調査の結果について

平成 2 7 年度大分県学力定着状況調査の結果について (速報)

県立中津北高等学校運動部活動中の事故について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委員	教育長	工藤利明
委員	委員	林浩昭
委員	委員	岩崎哲朗
委員	委員	松田順子
委員	委員	首藤照美
委員	委員	高橋幹雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮迫敏郎
	教育次長	落合弘
	教育次長	大城久武
	参事監兼教育財務課長	岡田雄
	参事監兼高校教育課長	岩武茂代
	教育改革・企画課長	能見駿一郎
	教育人事課長	藤本哲弘
	福利課長	姫野浩之
	義務教育課長	後藤榮一
	生徒指導推進室長	江藤義
	特別支援教育課長	後藤みゆき
	社会教育課長	曾根崎靖
	人権・同和教育課長	甲斐順治
	文化課長	野尻明敬
	体育保健課長	蓑田智通
	教育改革・企画課主幹	伊藤功二
	教育改革・企画課主査	石丸一輝

2 傍聴人

8 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第8回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、林職務代理者をお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は13時00分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

それでは、議事に入ります。

【議 案】

第1号議案 平成27年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見
について

(工藤教育長)

はじめに、第1号議案「平成27年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「平成27年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」説明いたします。3ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から7月9日に開会する平成27年第2回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「平成27年度大分県一般会計補正予算(第1号)関係部分」、「職員の退職手当に関する条例等の一部改正について」、「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について」につきまして、教育委員会の意見を求められました。これに対し、2ページにあります案のとおり異議がない旨を回答したいので、提案いたします。

議案の内容等につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

(岡田参事監兼教育財務課長)

「平成27年度大分県一般会計補正予算(第1号)」の教育委員会所管分について、説明いたします。資料4ページをお開きください。

今回の補正は、知事選後の肉付予算として要求しているものです。表の下から3段目に2重線で囲んでおりますが、補正予算要求額は、左から2列目の「7月補正予算案」の欄のとおり、5億878万5千円の増額です。この結果、補正後の予算総額は、その2つ右の「累計」欄のとおり、1,136億9,521万6千円となり、平成26年度当初予算額と比較すると、一番右の「差引増減」欄のとおり、14億4,673万1千円、率にして1.3%の増となります。

主な補正事業については、次のページの「平成27年度一般会計7月補正予算案の概要」で説明いたしますので、そちらをご覧ください。

2番目から下の事業は、おおいた地方創生枠事業として要求しているものです。

まず、2番目の「未来を創る学び推進事業」313万9千円です。この事業は、高大接続改革実行プランを踏まえ、今後の大学入試改革にも対応するため、フォーラムの実施や授業研究会の開催を行いながら高等学校での授業改善を推進し、生徒の学力向上を図るものです。

次に、4番目「埋蔵文化財センター移転事業」1億5,975万1千円です。この事業は、築後50年が経過し、老朽化が著しい埋蔵文化財センターの移転先として、旧県立芸術会館を改修するものです。

次に、6番目の「チーム大分ジュニアアスリート発掘事業」296万8千円です。この事業は、オリンピックや国体などで活躍できる優れた運動能力及び資質を持ったジュニア選手を発掘するため、県内に在住する小学校6年生と中学校1年生の希望者を対象に、体力テストなどによる選考を実施するものです。

その下、7番目の「トップアスリート就職支援事業」173万1千円です。この事業は、オリンピックなどへの出場を目指すアスリートが安心して競技に打ち込める環境を整備するため、日本オリンピック委員会との連携により県内企業とのマッチングを行うなど、トップアスリートの県内就職を支援するものです。

最後に8番目の「県立スポーツ施設建設事業」2,900万9千円です。この事業は、武道をはじめとする屋内スポーツの競技施設を充実するため、スポーツ推進審議会での検討結果等を踏まえ、全国規模の大会に対応し、大規模災害時の広域防災拠点としても利用できる屋内スポーツ施設の建設に着手するものです。

以上でございます。

(藤本教育人事課長)

資料6ページをお開きください。「職員の退職手当に関する条例等の一部改正について」説明いたします。

下の枠内に参考として記載しておりますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法が平成27年10月1日から施行され、厚生年金保険制度に公務員と私学教職員も加入することとなりました。それに伴い、関係する条例について、まとめて規定の整備を行うものです。

一元化法により、地方公務員等共済組合法が一部改正され、共済年金に関する規定が削除されたことに伴い、1の職員の退職手当に関する条例については、条文中の「傷病」の引用法令を「地方公務員等共済組合法」から「厚生年金保険法」に改め、2の職員の再任用に関する条例についても、「特定警察職員等」の引用法令を、1と同様に改めるものです。

いずれも、条例の規定の趣旨としては、これまでと変わるものではありません。施行期日につきましては、法の施行日と同じ平成27年10月1日としております。

続きまして、資料9ページをお開きください。

「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正」について説明いたします。

「1 改正の内容」にありますとおり、平成27年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、児童・生徒数が確定したことに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数が変動したので改正を

行うものでございます。

「2 増減の内訳」をご覧ください。県立学校職員につきまして、高等学校では、閉校に伴う法定数の減等により53人の減、特別支援学校では、学級数の増等に伴う8人の増等により、合計46人の減となっています。

市町村立学校職員につきまして、小学校では、児童数の減及び統廃合等により12人の減、中学校では、生徒数の減等により30人の減、合計42人の減となっています。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

「チーム大分ジュニアアスリート発掘事業」についてですが、資料には体力テストなどによる選考とあります。大分県では、すでにジュニアの育成は行っていると思いますが、そこに新たに300万円ほどの予算を追加するというのでしょうか。オリンピック種目に限定して行うのでしょうか。

(蓑田体育保健課長)

オリンピック種目に限定したものではありません。このようなジュニアの発掘はすでに25都道府県で行われており、それを大分県下全域で取り組んでいきたいと考えています。実施期間は2年を予定しており、1年目には体力テストを、2年目にはいろいろな競技を体験させたいと考えています。

(岩崎委員)

「埋蔵文化財センター移転事業」についてですが、資料によると平成29年4月開館予定ということで、我々も非常に期待しています。債務負担行為が約5億円、今年度の予算としてアスベスト除去と改修設計などで約1億6千万円とありますので、旧芸術会館の改修に3億4千万円ほどかかるということでしょうか。

(野尻文化課長)

27年度と28年度の2カ年で工事を行う予定としております。債務負担行為につきましては、来年度の工事の分ですが、詳細はこれからです。

(岩崎委員)

先日、鹿児島県で九州地方教育委員総会があり、その視察で鹿児島県のいろいろな施設を見せていただき、様々なすばらしい文化財が展示されていました。ぜひ、それに負けないような施設にしていきたいと思います。

(林職務代理人)

「ふるさとのキリシタン文化魅力発信事業」に非常に興味を持っています。先哲史料館と大学等が共同で研究をしていると思いますが、ぜひ共同で論文を書いたり発表をしたりして、大分の庶民の文化を発信していただきたいと思います。研究等の進展状況が分かりましたら、教えてください。

(野尻文化課長)

本事業はマリオ・マレガ神父が収集した資料がバチカン図書館で発見されたことに基づくもので、現在のところ、先哲史料館の職員がバチカンを訪問し、資料の目録を作っているところです。また、今年9月にバチカンでシンポジウムが開催される予定ですので、そこでヨーロッパ各地へ大分についての情報を発信したいと考えています。さらに、それらの資料に基づいて、今後数年かけて先哲史料館において豊後キリシタンについての情報発信を行い、多くの方々に来ていただきたいと考えています。

(林職務代理人)

教職員の定数についてですが、中学校よりも小学校の方が定数減が少ないのは、学校の統廃合によるものでしょうか。

(藤本教育人事課長)

資料10ページをご覧ください。小学校の児童数が179人の減、中学校の生徒数が563人の減となっており、小学校の方が児童数の減が中学校の生徒数の減よりも小さいことから、教職員定数も同じようになっています。

(高橋委員)

「県立スポーツ施設建設事業」について、内容が基本設計となっていますが、詳細はこれから考えていくということでしょうか。

(蓑田体育保健課長)

はい、そうです。

(高橋委員)

九州で武道場がないのは大分県と佐賀県だと思いますが、トータルで考えて使い勝手のいい施設にさせていただきたいと思います。

もう1点、先ほど、林委員が言われた「ふるさとのキリシタン文化魅力発信事業」についてですが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。大分市の顕徳町あたりにも、キリシタンの文化を伝承した跡がありますし、また、これは観光とも関連してきますので、きちんとした資料を他部局とも共有してほしいと思います。バチカンのシンポジウムの報告をお願いします。

(野尻文化課長)

承りました。

(工藤教育長)

バチカンでのシンポジウムは大学共同利用機関法人人間文化研究機構とバチカン図書館が主体となって行われるもので、そこに大分県が参加するという形です。詳細についてはこれから決まると聞いています。

(松田委員)

高橋委員からも発言がありました「県立スポーツ施設建設事業」について、ぜひ武道館が大分県にもほしいと思いますが、大規模災害時の広域防災拠点となる施設となると、他部局ともいろいろな話をする必要があると思いますが、そこはどれくらい進んでいるのでしょうか。

(菟田体育保健課長)

予算計上については教育委員会で行う形となっていますが、連携して行うことができますので、土木建築部、総務部、企画振興部等の知事部局と連携して取り組んでまいります。

(工藤教育長)

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

主任手当拠出状況調査の結果について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「主任手当拠出状況調査の結果について」藤本教育人事課長から報告いたします。

(藤本教育人事課長)

資料1ページをご覧ください。

平成26年度に引き続き、主任制度定着推進の観点から、平成27年度も主任手当の拠出状況について調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

資料中ほどの表にありますように、平成26年度の調査の結果、手当を拠出していない主任は小学校約25%、中学校約64%、県立学校約80%、合計約51%にとどまっていました。

この状況をふまえ、県教育委員会といたしまして、市町村教育委員会と連携し、表の下にありますような取組を行いました。

「主要主任の承認要件の設定」につきましては、「主任制度及び主任手当支給の趣旨や主任等の職務の重要性を十分に理解し、『芯の通った学校組織』の確立に尽力する者」などを、主要主任の承認要件として、県教育委員会及び全市町村教育委員会で設定しました。

また、「校長等への任用に当たっての資質の確認」として、校長及び教頭など管理職の任用に当たっては、「求める管理職像」として「『芯の通った学校組織』推進プランの全体像を十分に理解するとともに、主任制度の趣旨をふまえ、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者である」ことを明示し、任用等に当たってこれらの資質の確認を行いました。

さらに、教育事務所による学校訪問時における指導等を中心に主任制度及び主任手当の趣旨の徹底に取り組んでまいりました。

平成27年度の調査につきましては、小学校723人、中学校400人、県立学校509人の合計1,632人の主任手当受給者に対して、資料2、3ページの調査依頼に基づき、昨年度と同様に全ての校長が直接本人に手当を拠出しているかどうかを確認いたしました。

調査の結果につきましては、主任手当を拠出していない主任が100%となりました。主任手当の拠出が行われていないことが目的ではありませんので、今後も主任制度の趣旨を徹底し、「芯の通った学校組織」の活用推進に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

(工藤教育長)

何かご質問・ご意見等はありませんか。

(首藤委員)

先月、県教組(県教職員組合)が今後主任手当の拠出を求めないというような報道がありましたが、これについて把握されていることを分かる範囲で教えてください。

(藤本教育人事課長)

昨年度までは、県教組の運動方針等に、主任制度に反対するための主任手当の拠出という方針がありましたが、今年度の方針からは削除されているということです。つまり、県教組が主任手当の拠出は求めないという方針になったということです。

(岩崎委員)

質問ではなく、感想です。「芯の通った学校組織」の取組の中で管理職や中間管理職である主任の方々と話し、長い間主任手当についてご理解を求めてきましたが、職員団体の方もご理解いただき方針転換したということで、長い間の苦勞が報われたという感想を持っています。

教育改革が進み、いろいろな取組も進んでいますので、県教育委員会が考えているあるべき教育の姿について、同じ方向性で学校現場の管理職、教職員の方々に協力していただいて、大分の教育を一步でも二歩でも進めていただきたいと思います。

平成27年度大分県学力定着状況調査の結果について(速報)

(工藤教育長)

次に、報告第2号「平成27年度大分県学力定着状況調査の結果について(速報)」後藤義務教育課長から報告いたします。

(後藤義務教育課長)

本年4月15日(水)に実施いたしました本県学力定着状況調査の結果につきまして、国立、県立、私立学校を除く、市町村立学校の結果が第一報として届きましたので、報告いたします。

本調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証サイクルを確立すること、並びに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることにあります。

調査の対象学年は、小学校5年生、中学校2年生です。調査対象の教科は、小5は国語、算数、理科の3教科、中2は国語、数学、理科、英

語の4教科です。平成25年度から、全国学力・学習状況調査に合わせて「知識」と「活用」をそれぞれの教科で問うようにしています。

資料1ページをご覧ください。小学校では、全ての教科で偏差値50を超えることができました。これは、平成25年度から3年連続となります。対して中学校は、数学、理科と国語の知識は、偏差値50を超えることができましたが、国語の活用、英語の知識・活用については、偏差値50に届きませんでした。

全ての教科で偏差値50を超えた学校は、小学校271校中118校です。前年度が133校でしたので、15校の減となります。中学校は126校中30校が全ての教科で偏差値50を超えました。前年度が38校でしたので、8校の減となります。

次に、資料2ページの表、市町村ごとの結果をご覧ください。なお、町村1校の姫島村、九重町の中学校につきましては、数値を公表しておりません。

小学校では、姫島村を除く、17市町中10の市町が、全ての教科で偏差値50を超えております。前年度が14市町でしたので、4市町の減となっております。中学校では、姫島村、九重村を除く16市町中3市町が全ての教科で偏差値50を超えております。前年度が5市町でしたので、2市町の減となっております。

一覧表をご覧になって、お気づきのことと思いますが、中学校国語につきましては、「知識」の偏差値が50を超えている市町が16市町中14市町であるのに対し、「活用」では、4市町しか偏差値50を超えることができていません。中学校国語では、同一教科において、この調査結果の差が大きいということから、授業内容の見直し、つまり授業改善が課題となります。

英語につきましては、「知識」「活用」とも16市町中9市町が偏差値50を超えられませんでした。前年度とほとんど変わらない状況であり、依然、対策の強化が求められる状況です。

資料3ページをお開きください。平成20年度以降の偏差値平均の推移とこれまでの学力向上の対策をまとめています。資料3ページが小学校、4ページが中学校です。平成24年までは、基礎基本の定着状況調査でしたので、平成25年度以降は、「知識」の偏差値を示しています。小・中学校とも大きく捉えると右肩上がり、偏差値が年々上昇していますが、小学校に比べ、中学校は不安定です。

なお、資料にはお示ししていませんが、調査対象生徒が小学校5年生のときの偏差値と今年度の結果を比較してみました。平成24年度当時は知識・活用の区別はありませんでしたので、中学校の結果を当時の偏差値に換算し、国語、算数・数学、理科を比べてみますと、国語では、偏差値50.2が50.6となり0.4ポイントのプラス、理科では、49.1が50.6となり、1.5ポイントのプラスとなっています。

ただし、もともと高かった算数・数学は、0.3ポイントのマイナスですが、数学の51.0は、3教科中では、なお最高となっております。

これは、平成22年10月に提示した「低学力の子どもにやさしい3つの授業改善」、いわゆる「一時間完結型授業」、「板書の構造化、板書とノートの一体化」、「習熟の程度に応じた指導の強化」が、各学校に浸透してきた平成24年当時、その年の11月にスタートした「芯の通った学校組織」の構築により、さらに各学校における学力向上対策が重点化、組織化され、学力調査の結果を活用した授業改善が校長のリーダーシップの下、学校全体で取り組まれるようになってきたことが大きな変化の要因であると考えます。

今後の課題を3点申し述べます。

1点目は、英語の対策強化です。現在、高校教育課グローバル人材育成推進班では、大分県英語教育改善推進プランを策定中であり、小中高が連携した英語指導を進める方針を検討しています。中学校における英語の対策強化も、グローバル人材育成と関連付けた抜本的な改善を進めていくことが必要です。

2点目は、中学校国語で顕著になった活用力の向上です。県教育委員会が3月に提示しました「目標達成に向けた組織的な授業改善推進手引き」を活用して、「新大分スタンダード」に基づく授業改善が全ての教員、全ての教科で進められるよう、市町村教育委員会や学校に対する情報提供等、指導を強化することです。特に、問題となっております中学校国語科は、単元を貫く言語活動を設定した問題解決的な展開の授業の推進を強化してまいります。

3点目は、意欲・持続力・集中力・協働する力などの学びに向かう力を高めるために、小・中を通して、学びに向かう学習集団づくりを進めることです。

以上、3点を今後の課題と捉えています。

報告は以上です。

(工藤教育長)

何かご質問・ご意見等はありませんか。

(首藤委員)

詳しい説明ありがとうございました。授業改善を進めている状況が何われ、今後どう改善されるかが楽しみです。

平成25年度から知識・活用に分かれた調査を実施しているので、児童生徒一人一人の詳しい状況が明らかになっていると思います。それを生かした個に応じた指導はどのようにすればよいか、そういう対策をとってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

(後藤義務教課課長)

本調査では、一人一人の学力の定着状況の個票を用意し、お返ししています。それを基に、各学校では夏休み前に面接をしたり、夏休み中の補充学習の内容を決めたりしています。

(首藤委員)

そういったことは今でもすべての学校で行われていると思いますが、生徒に個票を渡して、「あなたはここが弱いから頑張るように」と言うだけで終わるような面があるように思いますので、先生方の研修の中で、「ここが十分でない生徒には、こんな指導をするとよい」というような、習熟の程度に応じた指導を進めるときに、同じことをちょっと易くしてやらせてみるというのではなく、もっと具体的な取組を考えていかないと、学校ごとの差が出るのではないかと思います。

(林職務代理者)

低学力層の状況はどのようになっていますか。分布状況等が分かっていたら教えてください。正規分布に近づいたのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

分布状況については、実は、先ほど届いたと報告を受けましたが、私はまだ目にしていません。ただ、標準分布では7%といわれる低学力層の子どもの割合の推移を見ますと、平成21年度では10%台だったのが、平成25年度には7%台に、平成26年度には6%台に、というように、低学力層は減少傾向にあります。

(林職務代理者)

標準的な分布状況に近づけることが大事です。序列をつけるということではなく、どこが足りないのかを明らかにすることを大事にしてほしいと思います。

(松田委員)

以前、国語の学力向上支援教員の授業を見たことがありますが、授業の板書もすばらしく、非常によい授業でした。ところが、その後に見た数学の授業では、教員の言葉に不適切な表現が見受けられました。国語の「活用」を上げていくには、全教員で意識して取り組まなければならないと思います。理科のグループ学習では、グループの代表が発表していましたが、発表するのは代表1人だけでした。諸外国では、それぞれが発表できるようにしています。全教科で国語の「活用」を真剣に考え、美しい日本語を使う、自分の意見を述べる力を高めることにどの教科でも取り組むべきです。一人の子どもは全ての教科を受けているのですか

ら。そのように感じました。

県立中津北高等学校運動部活動中の事故について

(工藤教育長)

次に、報告第3号「県立中津北高等学校運動部活動中の事故について」
蓑田体育保健課長から報告いたします。

(蓑田体育保健課長)

「県立中津北高等学校運動部活動中の事故について」説明いたします。
資料をご覧ください。

事故発生日時は、平成27年5月21日(木)17時35分頃、発生場所は県立中津北高等学校柔剣道場です。事故当時の状況・経過でございますが、当日の練習に参加していたのは、顧問1名、男子部員8名、女子部員5名の計14名です。なお、顧問につきましては、柔道6段、全日本柔道連盟公認柔道指導者資格A指導員の資格を保有している者です。関係生徒は、1年生男子柔道部員A君、ケガをした生徒です。3年生男子柔道部員B君、技をかけた生徒です。どちらも小学校から柔道をしており、初段を取得しています。

概要につきましては、顧問立ち会いの下、A君が練習中に後頭部を痛打し、意識不明の状態に陥り、ドクターヘリで大分大学医学部付属病院に搬送され手術を行ったものです。

当日の経過でございますが、16時15分から練習を開始し、1時間弱、準備運動や補強運動、基本練習等を行い、7分程度の休憩の後、乱取り練習を始め、その10分くらい後に事故が発生しています。

発生の状況につきましては、はじめに、A君がB君に大内刈りを行ったところ、A君の大内刈りが不十分でB君に技がかからず、B君が自分の股の間に入っている足を小外がけしました。B君の小外がけにより、組んだ状態のままA君は背中から倒れました。倒れた際、左手を放して受け身をとった後、後頭部を打ったという状況です。

事故発生時、顧問はすぐそばにおり、A君が後頭部を打つのを見ており、A君を安静な状態にしています。その後、A君の意識が薄れていく状況から17時41分救急車を要請し、17時46分に救急車が到着、救急隊員の判断でドクターヘリを要請し、大分大学医学部付属病院に搬送され、脳の左側からの出血を抜く手術を行っています。

現在のA君につきましては、大分大学医学部付属病院で治療中です。声をかけると目で追い、口を動かしたり腕を動かしたりしている状況です。また、1日2回、姿勢を確保した上で、簡単なリハビリも行っている状況です。

事故翌日、高校教育課及び体育保健課職員が学校に出向き、聞き取り調査と現場の確認を行い、指導内容や練習内容については問題ないと判断しているところです。しかしながら、なぜ今回の事故が発生したかについては再発防止に向けて検証する必要があると考えています。今後は、外部の意見も聞くなど、再発防止策を検討していきたいと考えています。以上でございます。

(工藤教育長)

何かご質問・ご意見等はありませんか。

(高橋委員)

事故発生から救急車要請までの時間の経過は正確なのですか。

(蓑田体育保健課長)

顧問の聞き取りや時刻を覚えていた生徒がいたことから、確認をし、このような時間となっています。

(高橋委員)

脳の損傷が起きた場合、時間の経過が一番の問題になるので、時間が正確であるなら対処は間違っていないと思います。

事故に関しては、通常の乱取り練習の際に発生していますが、受け身をとってなおかつ激しいダメージを受けているということは、相手が上に倒れたのですか。

(蓑田体育保健課長)

技をかけられて倒れたときに、技をかけた方の体重も乗っていったようです。

(高橋委員)

結果を見る限り通常の練習で起きた事故で、対応も早かったと思いますが、安全面を考えて練習していただきたいと思います。

(岩崎委員)

マスコミの報道を見て知りました。事故の発生から救急車の到着の経過としては、特段問題はないと思います。保護者や関係者から、問題があるという指摘等が学校や県教育委員会に寄せられていますか。

(蓑田体育保健課長)

現時点ではありません。

(岩崎委員)

第三者委員会の設置を検討しているような報道がなされていましたが、聞く限りでは通常の練習での不幸な事故で避けようがなかったように感じられます。第三者委員会を設置して状況を把握する内容とは考えにくいのですが、どうなのですか。

(蓑田体育保健課長)

通常の練習の中で発生した事故であり、十分検証できていないところもあることから、外部の意見を聞きながら検討していきたいと考えています。

(工藤教育長)

我々も議論しましたが、内容に、特に問題というのは見つけがたいと感じてはいます。しかし、事故は起こっています。柔道ということもあり、練習の仕方等、今後の事故防止に役立てられるよう、違う見方のできる方に意見を聞くなど、考える余地があるのではないかと考えています。

(岩崎委員)

柔道は危険を伴う武道なので、稽古等について安全配慮が必要になります。過去の事故の例を参考にして、段の差や体力差を含めて安全性を検討する必要があると思いますし、検討されたのではないかと思います。例えば、3年生と1年生での体力的な差等について検討された結果はいかがだったのでしょうか。

(蓑田体育保健課長)

2人とも少年柔道から柔道をしており、A君は65kg、B君は76kgで11kgの体重差があります。柔道は階級がありますが、大きな差ではありません。技量的にも大きな力の差はなかったと思います。

(高橋委員)

優秀な選手を育てていく上で足踏みをしてはいけないので、スポーツの発展のためにも、もう一度安全面を見直し、安全対策を万全にしてほしいと思います。

(林職務代理者)

平成22年に事故が発生したときに、マニュアル等を作成したと思いますが、今回は完全に履行されていなかったか。

(蓑田体育保健課長)

平成22年に運動部活動指導の手引きを作成しており、今回もその内容に沿って迅速に対応が行われています。技についても危険な技を使用していません。

(林職務代理者)

通報についてもマニュアルは活かされたのですね。

(蓑田体育保健課長)

はい、そうです。

(松田委員)

私は、平成14年から20年まで中津北高校のスクールカウンセラーをしていました。文武両道の学校で部活動も活発に行われており、すばらしい部活動の様子を見ました。今回の事故が中津北高校で発生したと聞いて驚いています。安全面を重視してきた学校であり、避けられない事故だったのかと感じています。安全面について意識の高い学校だと思います。

(工藤教育長)

これから経過をしっかりと注視していきたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、その他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成27年度第8回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第8回大分県教育委員会会議次第

日時 平成27年7月7日(火)

12:05～13:00

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 平成27年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見
について

(2) 報 告

主任手当拋出状況調査の結果について

平成27年度大分県学力定着状況調査の結果について(速報)

県立中津北高等学校運動部活中の事故について

(3) その他

4 閉 会

第一号議案

平成二十七年第二回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成二十七年第二回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

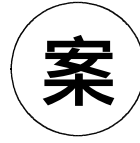
平成二十七年七月七日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

知事から照会のあった平成二十七年第二回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したので提案する。

教委教改第 号
平成 2 7 年 7 月 日



大分県知事 広 瀬 勝 貞 殿

大分県教育委員会
教育長 工 藤 利 明

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成 2 7 年 7 月 2 日付け財第 1 9 8 号で照会のあった上記のことについて、
下記のとおり回答します。

記

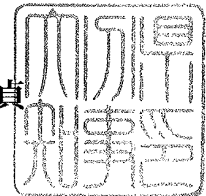
原案のとおり提出することに異議ありません。

財 第 1 9 8 号
平成 2 7 年 7 月 2 日

大分県教育委員会

教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・平成 2 7 年度大分県一般会計補正予算（第 1 号）関係部分
- ・職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- ・大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

2 議案提出県議会

平成 2 7 年第 2 回定例県議会

平成 27 年度 7 月補正予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	7月補正 予算案 (A)	既決(当初) 予算額 (B)	累計 (C)=(A)+(B)	平成26年度 当初予算額 (D)	差引増減 (C)-(D)	
10	教育費	739,707	120,821,931	121,561,638	120,795,661	765,977	
	教育総務費	3,139	4,770,098	4,773,237	6,012,051	1,238,814	
	1 (福祉保健部 ・生活環境部所管)	0	6,442,619	6,442,619	7,446,062	1,003,443	
	小計	3,139	11,212,717	11,215,856	13,458,113	2,242,257	
	2 小学校費	0	42,661,389	42,661,389	42,049,697	611,692	
	3 中学校費	0	24,734,488	24,734,488	24,559,649	174,839	
	4 高等学校費	301,587	28,083,712	28,385,299	26,694,514	1,690,785	
	5 特別支援教育費	0	9,968,547	9,968,547	9,882,756	85,791	
	6 大学費 (企画振興部 ・福祉保健部所管)	230,922	1,088,202	1,319,124	1,101,114	218,010	
	社会教育費	162,851	1,906,873	2,069,724	2,033,704	36,020	
	7 (企画振興部所管)	0	104,679	104,679	0	104,679	
	小計	162,851	2,011,552	2,174,403	2,033,704	140,699	
	8 保健体育費	41,208	1,061,324	1,102,532	1,016,114	86,418	
教育委員会所管分計(- - -)		508,785	113,186,431	113,695,216	112,248,485	1,446,731 (+ 1.3%)	
	うち事業費	構成比 (100.0%)	金額 508,785	構成比 (10.7%) 金額 12,087,709	構成比 (11.1%) 金額 12,596,494	構成比 (10.8%) 金額 12,087,688	(+ 4.2%) (35.2%) 508,806
	うち人件費	構成比 (89.3%)	金額 0	構成比 (89.3%) 金額 101,098,722	構成比 (88.9%) 金額 101,098,722	構成比 (89.2%) 金額 100,160,797	(+ 0.9%) (64.8%) 937,925

< 参考 >

県予算額に占める教育委員会予算 額の割合	1.3%	19.9%	18.7%	19.0%	
県 予 算 額	40,012,000	568,623,000	608,635,000	591,820,000	(+ 2.8%) 16,815,000

平成 27 年度一般会計 7 月補正予算案の概要（教育委員会関係）

(単位：千円)

事業名	平成 27 年度 補正予算案 <累計> (前年度当初)	補正予算案の概要	所管課
1 県立学校施設整備事業	301,587 <2,826,333> (2,794,753)	学校施設の長寿命化と学習環境の改善を図るため、大規模改造などを実施する。 ・大規模改造 2 校（大分南高校、中津南耶馬溪校） ・プール改修 2 校（大分西高校、由布高校）	教育財務課
特 2 未来を創る学び推進事業	3,139 <3,139> (0)	高大接続改革実行プランを踏まえ、今後の大学入試改革等に対応するため、高等学校の授業改善に向けた研究などを行う。 ・大学入試改革に伴う高校教育のあり方に関するフォーラムの実施 ・思考力・判断力・表現力を育成するための授業研究会の開催	高校教育課
特 3 ふるさとのキリシタン文化魅力発信事業	3,100 <3,100> (0)	パチカン図書館に保管されている豊後キリシタン資料（マレガ文書）を調査するとともに、パチカンで開催される国際シンポジウムに参加する。	文化課
特 4 埋蔵文化財センター移転事業	159,751 <159,751> (0)	築後 50 年が経過し、老朽化が著しい埋蔵文化財センターの移転先として、旧県立芸術会館を改修する。 ・ホール棟アスベスト除去、展示棟改修設計 など ・29 年 4 月開館予定 〔債務負担行為 499,633 千円〕	文化課
特 5 東京オリンピック選手強化支援事業	7,500 <7,500> (0)	オリンピック出場が期待される選手の強化を図るため、国際大会出場に係る経費に対し助成する。 ・補助率 1/2（上限 25 万円） ・助成対象 中央競技団体から強化指定を受けている者	体育保健課
特 6 チーム大分ジュニアアスリート発掘事業	2,968 <2,968> (0)	オリンピックや国体等で活躍できるジュニア選手を発掘するため、小学校 6 年生及び中学校 1 年生の希望者を対象に体力テストなどによる選考を実施する。	体育保健課
特 7 トップアスリート就職支援事業	1,731 <1,731> (0)	オリンピックなどを目指すアスリートが安心して競技に打ち込めるよう、日本オリンピック委員会と連携し、県内企業とのマッチングを行うなど、トップアスリートの県内就職を支援する。	体育保健課
特 8 県立スポーツ施設建設事業	29,009 <29,009> (0)	武道をはじめとする屋内スポーツの競技施設を充実するため、全国規模の大会に対応し、大規模災害時の広域防災拠点としても利用できる屋内スポーツ施設の建設に着手する。 ・場所 大分スポーツ公園内 ・内容 基本設計	体育保健課
補正予算案 計	508,785	うち特別枠（おおいた地方創生枠）分：207,198	

職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

被用者年金制度の一元等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下、「一元化法」という。)による地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備するもの。

[施行日 : 平成27年10月1日 法施行日と同じ]

1 職員の退職手当に関する条例の一部改正について (第1条関係)

今回の改正内容

一元化法により地方公務員等共済組合法が一部改正され、共済年金に関する規定の削除が行われたことに伴い、条例第3条第2項中の「傷病」の引用法令を改めるもの。

[現行] 傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする(以下略))

[改正後] 傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする(以下略))

2 職員の再任用に関する条例の一部改正について (第2条関係)

今回の改正内容

一元化法により地方公務員等共済組合法が一部改正され、共済年金に関する規定の削除が行われたことに伴い、条例附則第2項中の「特定警察職員等」の引用法令を改めるもの。

[現行] 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等(以下略)

[改正後] 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等(以下略)

【参考】被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の概要

(公布日:平成24年8月22日、施行日:平成27年10月1日)

「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年閣議決定)に基づき、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、被用者年金制度を一元化するもの。

【現行】

3階				職域
2階	厚生年金		共済年金	
1階	国民年金(基礎年金)			
	第2号被保険者の被扶養配偶者 1,005	自営業者等 1,938	民間サラリーマン 3,441	公務員等 442
	第3号被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者	

【改正後】

				職域部分廃止
				厚生年金
国民年金(基礎年金)				
第2号被保険者の被扶養配偶者 1,005	自営業者等 1,938	民間サラリーマン 3,441	公務員等 442	万人
第3号被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者		

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）の一部改正 新旧対照表 【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項 に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第八条の三第五項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十一条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十</p> <p>二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十</p> <p>三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第八条の三第五項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十一条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十</p> <p>二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十</p> <p>三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十</p>

職員の再任用に関する条例（平成十三年大分県条例第四号）の一部改正 【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七條の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（附則第四項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成十九年四月一日から改正法による改正後の法第二十八條の四及び第二十八條の五の規定を適用する。</p> <p>3 18 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八條の二第一項第一号に規定する特定警察職員等（附則第四項において「特定警察職員等」という。）である者については、平成十九年四月一日から改正法による改正後の法第二十八條の四及び第二十八條の五の規定を適用する。</p> <p>3 18 (略)</p>

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正（案）

1 改正の内容

平成 27 年 5 月 1 日を基準日とする学校基本調査の結果、県立学校及び市町村立学校の生徒収容定員、児童生徒数及び学級数が確定したため、大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例第 3 条第 1 項各号の職員の定数を次のように改正する。

	第 1 号 (県 立 学 校 職 員)	第 2 号 (市 町 村 立 学 校 県 費 負 担 教 職 員)
改正後	3,605 人	7,360 人
改正前	3,651 人	7,402 人
増減	46 人	42 人

2 増減の内訳

(1) 県立学校関係

	高等学校	特別支援学校	中学校	計
改正後	2,482 人	1,097 人	26 人	3,605 人
改正前	2,535 人	1,089 人	27 人	3,651 人
増 減	53 人	8 人	1 人	46 人

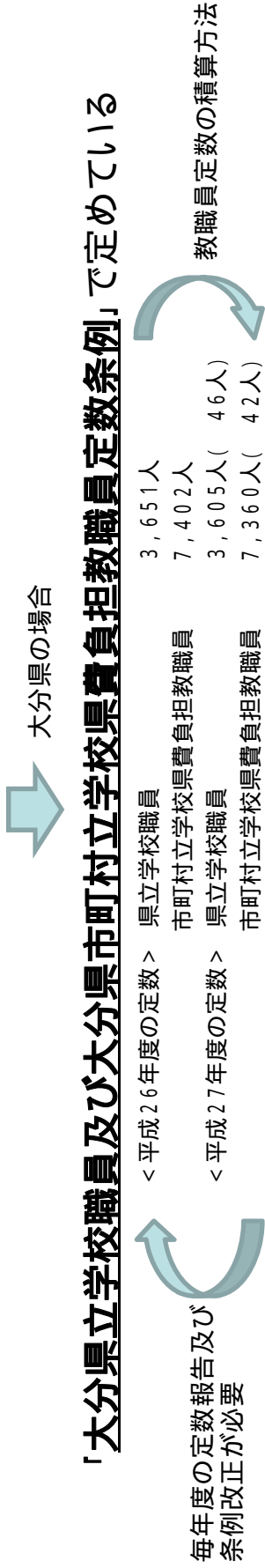
(2) 市町村立学校関係

	小学校	中学校	計
改正後	4,689 人	2,671 人	7,360 人
改正前	4,701 人	2,701 人	7,402 人
増 減	12 人	30 人	42 人

教職員定数について

定数とは、都道府県に置くべき義務教育諸学校、公立高等学校及び特別支援学校及び特別支援学校の教職員の総数

地教行法第31条第3項…職員の定数は条例で定めなければならない
 地教行法第41条第1項…県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める



義務標準法施行規則第2条…文部科学大臣は、毎年度、**5月1日現在の教職員定数及び標準学級数**に関する報告を求めることができる。

定数報告の添書において、算定の基礎となる児童・生徒数は、当該年度の**学校基本調査による同日現在の数**とされている。

高等学校においては同調査の同日現在の課程数、学科数

義務標準法…公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
 学校基本調査…統計法に基づく指定統計調査

【参考】収容定員数及び児童・生徒数の前年度比較

県立学校

	高等学校	特別支援学校	中学校	合計
H27	25,360	1,253	358	1,611
H26	25,760	1,173	358	1,531
増減	400	80	0	80

市町村立学校

	小学校	中学校	合計
H27	59,633	29,962	89,595
H26	59,812	30,525	90,337
増減	179	563	742

高等学校は収容定員数を記載している。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十二号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第一条 〵 第二条 （略）</p> <p>（定数）</p> <p>第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 三、六〇五人</p> <p>二 市町村立学校県費負担教職員 七、三六〇人</p> <p>2 （以下略）</p>	<p>第一条 〵 第二条 （略）</p> <p>（定数）</p> <p>第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 県立学校職員 三、六五一人</p> <p>二 市町村立学校県費負担教職員 七、四〇二人</p> <p>2 （以下略）</p>

主任手当の拠出状況について

27年度調査結果

調査期日 平成27年6月30日現在
 対象学校数(全学校数) 小学校:275校(277校) 中学校:128校(128校)
 *分校含む 県立学校:67校(67校)
 調査方法 校長が主任手当受給者から直接聞き取り

項目/校種	小学校	中学校	小中学校計	県立学校	合計
手当受給者総数	723人	400人	1,123人	509人	1,632人
拠出していない主任	100% (723人)	100% (400人)	100% (1,123人)	100% (509人)	100% (1,632人)
拠出している主任	なし	なし	なし	なし	なし
把握できない主任	なし	なし	なし	なし	なし

26年度調査結果

調査期日 平成26年8月19日現在
 対象学校数(全学校数) 小学校:275校(281校) 中学校:127校(127校)
 *分校含む 県立学校:69校(69校)
 調査方法 校長が主任手当受給者から直接聞き取り

項目/校種	小学校	中学校	小中学校計	県立学校	合計
手当受給者総数	735人	410人	1,145人	510人	1,655人
拠出していない主任	約25% (183人)	約64% (260人)	約39% (443人)	約80% (406人)	約51% (849人)
拠出している主任	約32% (235人)	約14% (59人)	約26% (294人)	約17% (87人)	約23% (381人)
把握できない主任	約43% (317人)	約22% (91人)	約35% (408人)	約3% (17人)	約26% (425人)

県・市町村教育委員会による主任制度及び主任手当の趣旨徹底の取組

主要主任の承認要件の設定

「主任制度及び主任手当支給の趣旨や主任等の職務の重要性を十分に理解し、『芯の通った学校組織』の確立に尽力する者」などを、主要主任の承認要件として、県教育委員会及び全市町村教育委員会で設定し、校長が要件に該当する者を主任に任命した。

校長等への任用に当たっての資質の確認

校長及び教頭など管理職の任用に当たっては、「求める管理職像」として「『芯の通った学校組織』推進プランの全体像を十分に理解するとともに、主任制度の趣旨をふまえ、学校改革に取り組む意欲に富んでいる者である」ことを明示し、任用等に当たってこれらの資質の確認を行った。

教育事務所による指導

教育事務所による学校訪問において、主任制度の趣旨の徹底とともに、「芯の通った学校組織」の定着を指導した。



(公印省略)

教委教人第 790 号
平成 27 年 6 月 16 日

各市町村教育委員会教育長 殿
(教育事務所経由)

大分県教育委員会教育長

主任制度の定着状況に関する調査について (依頼)

大分県教育委員会では、平成 26 年 11 月 18 日に作成した「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」に基づき、第 4 フェーズの取組を進めているところです。

昨年は、主任制度の定着推進の観点から県全体や学校全体の主任手当の抛出状況を把握するため、平成 26 年 7 月に「芯の通った学校組織」の定着状況調査を実施したところです。その結果、抛出していない主任が小学校で約 25%、中学校で約 64%、県立学校で約 80% に止まっています。その後、大分県教育委員会及び全市町村教育委員会において主要主任の承認要件を設定するとともに、平成 27 年 3 月 13 日付け教委教人第 3785 号「年度初めにおける適正な学校運営の徹底について (通知)」を通じ、主任等の任命及び分掌の決定については、当該通知の趣旨に沿って取り扱われるよう徹底をお願いしているところです。

つきましては、昨年度と同様主任制度の定着推進の観点から、各小・中学校における状況について、別添「主任手当の抛出状況について」により調査を実施しますので、各小・中学校に調査を依頼するとともに、各小・中学校から提出のあった集計表について、別紙集計表に取りまとめのうえ、下記により平成 27 年 6 月 30 日 (火) までに各教育事務所長あて電子データにて提出願います。

なお、調査結果につきましては、県教育委員会において、県全体及び市町村全体の状況を公表することを申し添えます。

記

提出書類 市町村教育委員会用集計表 (1 部)

【担当】
教育人事課
小中学校人事班 射場
TEL:097-506-5425
FAX:097-506-1849

< 主任手当拠出状況調査票 >

(校長対象)

学校名()

主任手当の拠出状況について

(本校、分校毎に回答してください。)

1 主任手当受給者は何人ですか。

人

受給者がいない場合は、以下回答不要です。

2 主任手当の拠出状況について、教えてください。

(人数)

	人数	拠出している主任	拠出していない主任
把握できた主任			
把握できない主任		/	/
合計		/	/

3 把握できない主任がいる場合、把握できない具体的な理由を教えてください。

・
・
・
・
・

○調査に当たっての留意事項

- ・この調査は、主任制度の定着推進の観点から、市町村全体や学校全体の主任手当の拠出状況を把握するものです。
- ・主任手当が支給されている主任本人から直接口頭で主任手当拠出の有無を聴取してください。聴取に応じないなどにより把握できない場合は、「把握できない主任」として人数を計上してください。
- ・教職員に対して、引き続き、主任制度及び主任手当の趣旨の周知・徹底を図るようお願い致します。

平成27年度 大分県学力定着状況調査結果 速報

I 調査の概要

大分県教育庁 義務教育課

- 1 調査期日 平成27年4月15日(水)
- 2 調査を実施した児童・生徒数(学校数)
 小学校5年生 9,767人(274校) ※ 国県私立校を含む全校
 中学校2年生 10,209人(134校)
- 3 調査方法 全国学力・学習状況調査にあわせ「知識」と「活用」と「活用」をそれぞれの教科で問う。

II 結果の概要

【教科別偏差値平均(市町村立学校のみ)】

	小学校5年生						全ての教科において 偏差値50を超えた市町村立学校	
	国語		算数		理科			
	知識	活用	知識	活用	知識	活用		
H27	51.6	50.5	52.3	52.4	52.1	51.3	118校/271校	43.5%
H26	51.4	52.2	52.0	51.9	52.0	51.3	133校/275校	48.4%
H25	51.4	50.2	52.0	51.7	50.9	50.7	80校/277校	28.9%

	中学校2年生						全ての教科において 偏差値50を超えた市町村立学校			
	国語		数学		理科				英語	
	知識	活用	知識	活用	知識	活用			知識	活用
H27	51.0	49.4	51.0	50.5	50.6	50.5	49.9	49.9	23.8%	
H26	50.6	50.5	51.3	50.5	52.7	51.5	50.3	50.3	29.9%	
H25	50.5	49.9	50.8	50.3	50.2	49.7	48.9	49.5	25.2%	

平成27年度 大分県 学力定着状況調査 市町村別偏差値平均一覧

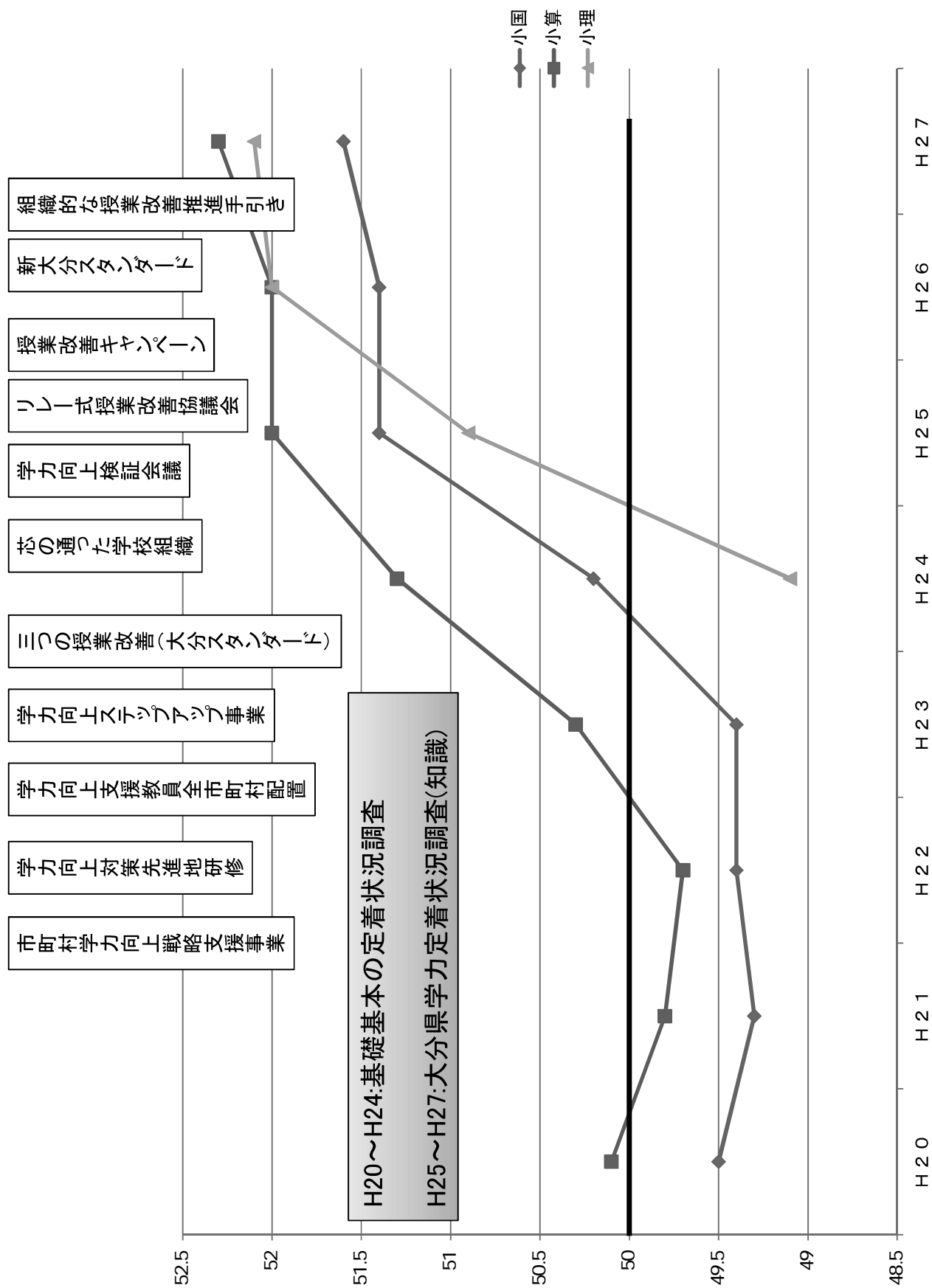
大分県教育庁義務教育課

	小学校						中学校								
	国語		算数		理科		国語		数学		理科		英語		
	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	知識	活用	
1	中津市	50.0	50.1	51.6	51.1	51.2	50.0	49.1	47.7	50.4	49.6	49.7	49.9	48.3	48.5
2	豊後高田市	55.6	53.0	55.2	53.7	55.2	52.2	52.7	50.0	53.5	52.4	53.7	51.7	52.4	53.6
3	宇佐市	52.2	51.1	53.0	52.7	53.4	51.7	50.2	49.7	51.4	50.3	50.3	50.3	49.6	50.7
4	杵築市	52.4	50.1	52.4	52.4	51.8	51.4	51.6	48.6	48.9	49.2	49.8	49.5	48.6	48.8
5	別府市	51.2	51.3	51.0	52.0	52.2	50.7	50.2	48.1	49.6	49.2	49.7	49.9	48.7	48.6
6	姫島村														
7	国東市	50.6	49.8	51.7	51.4	52.3	51.2	49.6	47.7	51.0	50.3	51.2	49.8	48.9	48.9
8	日出町	52.4	50.8	54.6	53.8	53.4	52.6	51.7	50.2	53.9	53.4	51.5	52.1	53.4	53.5
9	大分市	51.8	50.7	52.2	52.7	52.2	51.7	51.4	49.9	51.0	50.5	50.7	50.6	50.1	49.8
10	臼杵市	51.3	48.6	52.3	51.9	52.3	51.4	50.9	48.3	49.6	48.7	49.2	48.9	49.5	49.4
11	津久見市	50.8	48.1	52.8	51.7	48.5	49.5	50.3	50.1	53.1	51.6	50.7	48.9	49.9	50.0
12	由布市	50.4	49.9	52.0	50.7	49.0	49.0	51.7	50.8	54.1	52.4	51.4	50.4	51.3	51.9
13	佐伯市	50.5	50.1	52.9	51.8	51.9	51.5	51.4	49.3	51.6	51.2	52.1	51.5	50.5	50.6
14	竹田市	49.6	48.7	53.0	51.5	49.0	48.4	51.8	50.2	52.5	52.9	50.8	51.4	50.6	50.9
15	豊後大野市	51.9	50.8	52.3	51.8	51.1	50.4	51.1	49.0	50.5	49.7	50.8	51.3	48.8	48.9
16	日田市	51.8	50.7	52.1	52.7	53.0	51.5	51.7	49.7	51.4	51.0	50.7	50.7	50.4	50.0
17	玖珠町	52.6	51.0	55.6	54.1	53.2	51.8	50.2	47.8	51.9	51.4	50.8	50.7	48.4	49.1
18	九重町	51.2	48.5	53.7	53.6	53.1	53.4								
	市町村立学校	51.6	50.5	52.3	52.4	52.1	51.3	51.0	49.4	51.0	50.5	50.6	50.5	49.9	49.9

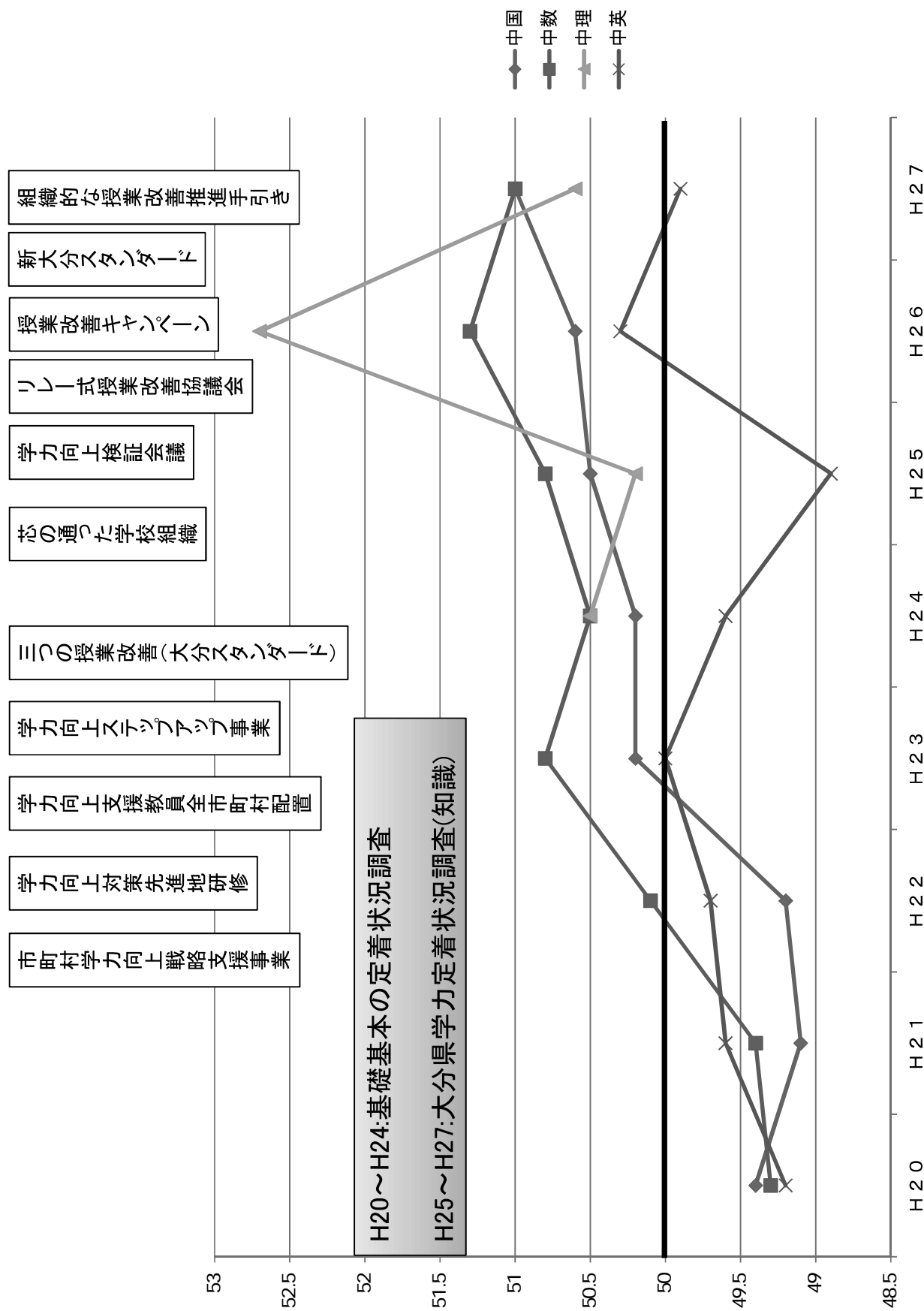
※ 姫島村の小学校・中学校、九重町の中学校は、学校が1校のため公表すると学校名等が特定されることから非公表とします。

※ 着色は、偏差値50を完全に超えたものです。

小学校5年生偏差値平均の推移(H20~H27)



中学校2年生偏差値平均の推移(H20~H27)



県立中津北高等学校運動部活動中の事故の概要

平成27年7月7日
体育保健課

- 1 発生日時 平成27年5月21日(木)17時35分頃
- 2 発生場所 県立中津北高等学校柔剣道場
- 3 事故当時の状況・経過

練習参加者 顧問 1 名
男子部員 8 人 (3 年生 5 人、 2 年生 1 人、 1 年生 2 人)
女子部員 5 人 (3 年生 3 人、 2 年生 2 人)

関係生徒 県立中津北高等学校1年生男子柔道部員 (A 君) 初段
県立中津北高等学校3年生男子柔道部員 (B 君) 初段

概要

- ・顧問立ち会いの下、1年生男子部員が柔道部の練習中、後頭部を痛打し、意識不明の状態に陥った。
- ・ドクターヘリで大分大学医学部付属病院に搬送され、手術を行った。

当日の経過

【5月21日(木)】

- 16:15頃 練習開始
(準備運動、補強運動、技の反復練習、寝技の乱取り
打ち込み練習、投げの約束練習)
- 17:18頃 休憩
- 17:25頃 練習再開 (乱取り練習)
- 17:35頃 事故発生
【発生の状況】
- ・ A 君が B 君に大内刈りをかけた。
(相手の股の間に足を入れて刈る)
 - ・ A 君の大内刈りが不十分で B 君に技がかからなかった。
 - ・ B 君が自分の股の間に入っている足を小外がけした。
(刈られた足で股の間に入っている足を刈る)
 - ・ B 君の小外がけにより、組んだ状態のまま A 君は背中から倒れた。
 - ・ 倒れた際、左手を放して受け身をとった後、後頭部を打った。
- 17:41 救急車要請
- 17:46 救急車到着、救急隊員の判断によりドクターヘリを要請
- 18:19 ドクターヘリで大分大学医学部付属病院へ搬送
- 19:40頃 手術開始
・ 脳の左側からの出血を抜く施術
- 22:50頃 手術終了

- 4 現在の A 君の状況について
大分大学医学部付属病院で治療中である。